

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
2	A 畜産農業		60	60	60	60
	B 畜産農業（総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するもの）		60	60	60	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60	60
4	非金属鉱業		10	10	10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	イ	40	10	40	10
		ロ	25	10	25	10
6	乳製品製造業		20	10	20	10
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	35	10	35	10
		ロ	30	10	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業		20	10	20	10
9	寒天製造業		20	10	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10	20	10
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		25	10	25	10
12	冷凍水産物製造業		35	10	35	10
13	冷凍水産食品製造業		40	10	40	10
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	15	40	15
		ロ	35	10	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		25	10	25	10
16	野菜漬物製造業		15	10	15	10
17	味そ製造業		25	10	25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		45	10	45	10
19	うま味調味料製造業		20	10	20	10
20	ソース製造業		20	10	20	10
21	食酢製造業		20	10	20	10
22	砂糖精製業		15	10	15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		20	10	20	10
24	小麦粉製造業		20	10	20	10
25	パン製造業		15	10	15	10
26	生菓子製造業		25	10	25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業		20	10	20	10
28	米菓製造業		20	10	20	10
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	10	20	10
30	植物油脂製造業		20	10	20	10
31	動物油脂製造業		20	10	20	10
32	食用油脂加工業		15	10	15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		20	10	20	10
34	穀類でんぷん製造業		20	10	20	10
35	めん類製造業		20	10	20	10
37	豆腐・油揚製造業		25	10	25	10
38	あん類製造業		15	10	15	10
39	冷凍調理食品製造業		20	10	20	10
40	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		20	10	20	10
41	清涼飲料製造業		20	10	20	10
42	果実酒製造業		15	10	15	10
43	ビール製造業		15	10	15	10
44	清酒製造業		20	10	20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
46	インスタントコーヒー製造業		20	10	20	10
47	配合飼料製造業		15	10	15	10
48	単体飼料製造業		20	10	20	10
49	有機質肥料製造業		20	10	20	10
50	たばこ製造業		20	10	20	10
51	生糸製造業（副糸精練業を含む。）		20	10	20	10
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		20	10	20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		15	10	15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		10	10	10	10
59	A 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10	20	10
		ロ	15	10	15	10
B	繊維工業で織物機械染色整理工程（綿織物捺染工程）に係るもの		60	10	60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		20	10	20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10	15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10	15	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	25	15	25	15
		ロ	20	10	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	10	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10	15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		20	10	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10	20	10
68	繊維工業（整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業		20	10	20	10
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		15	10	15	10
75	木材薬品処理業		20	10	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		10	10	10	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10	10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10	10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10	10	10
89	機械すき和紙製造業		10	10	10	10
90	手すき和紙製造業		10	10	10	10
91	塗工紙製造業		10	10	10	10
92	段ボール製造業		10	10	10	10
93	重包装紙袋製造業		10	10	10	10
94	セロファン製造業		20	10	20	10
95	乾式法による繊維板製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	10
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		20	10	20	10
101	製版業		20	10	20	10
102	A 窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10	15	10
	B 窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）		40	30	40	30
	C 窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）		200	200	200	200
	D 窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）		700	700	700	700
103	複合肥料製造業		15	10	15	10
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
105	ソーダ工業		10	10	10	10
106	電炉工業		15	10	15	10
107	無機顔料製造業		30	20	30	20
108	A 無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）		35	35	35	35
	B 無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40	50	40
	C 無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）		140	40	140	40
	D 無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40	50	40
	E 無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）		50	40	50	40
	F 無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）		50	40	50	40
	G 無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）		100	40	100	40
	H 無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）		120	60	120	60
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		15	10	15	10
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		50	40	50	40
110	A 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		15	10	15	10
	B 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		15	10	15	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	35	15	35	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	50	25	50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	35	10	35	10
114		石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業	15	10	15	10
	B	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	45	25	45	25
116		メタン誘導品製造業	25	10	25	10
117		発酵工業	15	10	15	10
118		ヨーグルタル製品製造業	375	170	375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	10	20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	30	20	30	20
120	A	プラスチック製造業	10	10	10	10
	B	プラスチック製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	55	20	55	20
121	A	合成ゴム製造業	15	10	15	10
	B	合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	40	20	40	20
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	10	25	10
	B	有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	55	25	55	25
	C	有機化学工業製品製造業（イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの）	25	15	25	15
	D	有機化学工業製品製造業（メラミン製造工程に係るもの）	850	850	850	850
	E	有機化学工業製品製造業（化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）に係るもの）	25	10	25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10	15	10
125	A 合成繊維製造業		10	10	10	10
	B 合成繊維製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		50	35	50	35
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10	10	10
127	石けん・合成洗剤製造業		15	10	15	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
129	塗料製造業		15	10	15	10
130	印刷インキ製造業		15	10	15	10
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		30	10	30	10
	B 医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20	50	20
132	医薬品製剤製造業		10	10	10	10
133	生物学的製剤製造業		10	10	10	10
134	生薬・漢方製剤製造業		15	10	15	10
135	動物用医薬品製造業		15	10	15	10
136	火薬類製造業		15	10	15	10
137	農薬製造業		25	10	25	10
138	合成香料製造業		15	10	15	10
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		15	10	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10	15	10
143	写真感光材料製造業		15	10	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10	10	10
145	イオン交換樹脂製造業		15	10	15	10
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
147	石油精製業		30	15	30	15
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	20	10
149	コークス製造業		500	320	500	320
150	石油コークス製造業		20	10	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10	10	10
153	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
154	なめしかわ製造業		20	10	20	10
155	毛皮製造業		10	10	10	10
156	板ガラス製造業		10	10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10	20	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10	20	10
164	ガラス・同製品製造業（整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
165	生コンクリート製造業		10	10	10	10
166	コンクリート製品製造業		10	10	10	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
168	黒鉛電極製造業		10	10	10	10
169	碎石製造業		10	10	10	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	10	20	10
172	うわ薬製造業		10	10	10	10
173	A 高炉による製鉄業		10	10	10	10
	B 高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）		545	320	545	320
	C 高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
175	フェロアロイ製造業		15	10	15	10
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
178	A 製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。）		15	10	15	10
	B 製鋼・製鋼圧延業（転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
179	A 熱間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
180	A 冷間圧延業（整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
	B 冷間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
181	A 冷間ロール成型形鋼製造業		10	10	10	10
	B 冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
182	A 鋼管製造業		15	10	15	10
	B 鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
183	A 伸鉄業		10	10	10	10
	B 伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
184	A 磨棒鋼製造業		10	10	10	10
	B 磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40	45	40
185	A 引抜鋼管製造業		15	10	15	10
	B 引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
186	A 伸線業		15	10	15	10
	B 伸線業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
187	ブリキ製造業		10	10	10	10

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
188	亜鉛鉄板製造業		15	10	15	10
189	めっき鋼管製造業		15	10	15	10
190	めっき鉄鋼線製造業		15	10	15	10
191	A 表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 表面処理鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
192	鍛鋼製造業		10	10	10	10
193	鍛工品製造業		15	10	15	10
194	鋳鋼製造業		10	10	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	10
196	鋳鉄管製造業		10	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10	10
199	A 鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10	15	10
	B 鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40	55	40
200	非鉄金属製造業		25	10	25	10
201	A 電気めっき業		20	10	20	10
	B 電気めっき業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		55	50	55	50
202	A 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	30	10	30	10
		ロ	20	10	20	10
	B 金属製品製造業（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		40	25	40	25
C 金属製品製造業（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		60	35	60	35	
203	A 一般機械器具製造業		20	10	20	10
	B 一般機械器具製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		20	10	20	10
	C 一般機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		30	15	30	15
204	電子回路製造業		20	10	20	10
205	A 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		20	10	20	10
	B 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	10	30	10
	C 電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（半導体素子製造工程に係るもの）		20	15	20	15

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分		特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
				Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15	30	15
			ロ	20	10	20	10
206	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの		30	20	30	20
207	A	精密機械器具製造業		10	10	10	10
	B	精密機械器具製造業（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）に係るもの）		30	10	30	10
208		ガス製造工場		10	10	10	10
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m3以上の事業場の場合に限る。）		30	25	25	10
	B	下水道業（日平均排水量30,000m3未満の事業場の場合に限る。）		30	25	30	15
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		20	20	15	10
	D	下水道業（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）		35	35	30	15
210		空瓶卸売業		20	10	20	10
211		共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）		20	10	20	10
212		弁当仕出屋又は弁当製造業		20	10	20	10
213		飲食店	イ	35	20	35	20
			ロ	30	20	30	20
214		宿泊業	イ	35	25	35	25
			ロ	35	25	35	25
215		リネンサプライ業		20	10	20	10
216		洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		15	15	15	15
218		写真業（写真現像・焼付業を含む。）		20	15	20	15
219		自動車整備業		15	15	15	15
220		病院	イ	35	20	35	20
			ロ	30	20	30	20
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が501人以上のもの）	イ	45	30	45	30
			ロ	40	30	40	30
221	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		25	20	25	20

別表2 窒素含有量についての総量規制基準に係るC値（案）

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	新（第9次）		旧（第8次）	
			Cn, Cno	Cni	Cn, Cno	Cni
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの）	50	30	50	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	30	20	30	20
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10	20	10
	B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10	20	10
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）	40	25	40	25
224	ごみ処理業		20	10	20	10
225	廃油処理業		15	10	15	10
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		30	15	30	15
227	死亡獣畜取扱業		25	15	25	15
228	と畜場		25	15	25	15
229	中央卸売市場		20	15	20	15
230	地方卸売市場		20	15	20	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		25	10	25	10
232	A	2の項から前項までに分類されない（生活系に係るもの）	50	30	50	30
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	25	20	25	20
	C	2の項から前項までに分類されないもの（排煙脱硫施設（紫煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。）に係るもの）	35	15	35	15

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。
 イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。
 ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

※ : 見直し区分